

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示  
(建築のためのサービスその他の技術的サービス (建設工事を除く))

次のとおり技術提案書の提出を招請する。

なお、本件に関わる見積合わせは、当該業務に係る令和6年度予算（暫定予算を含む）が成立し、予算示達がなされることを条件とする。

令和6年2月19日

支出負担行為担当官  
近畿中部防衛局長 茂籠 勇人

## 1 業務概要

- (1) 業務の名称 舞鶴（6）施設最適化総合設計
- (2) 履行場所 京都府舞鶴市
- (3) 業務内容 本業務は、以下の設計を行うものである。詳細については仕様書のとおり。

本業務は、設計や監理業務における建築、土木、機械、電気及び通信の5職種や測量、土質調査及び環境等の調査業務のうち複数の職種の業務を一括で発注する総合発注業務である。

また、本業務は、別途発注のECI方式による技術提案対象業務である。

### 【舞鶴地方総監部】

(舞鶴地方総監部1区、舞鶴システム通信隊檜山中継所、舞鶴海上訓練指導隊、舞鶴教育隊、舞鶴警備隊、舞鶴警備隊瀬崎地区、舞鶴造修補給所、舞鶴造修補給所大波燃料貯蔵所、舞鶴造修補給所浜地区、舞鶴弾薬整備補給所、舞鶴弾薬整備補給所岩子火薬庫、舞鶴弾薬整備補給所倉庫地区、舞鶴弾薬整備補給所白浜火薬庫、舞鶴地方総監部大波射撃場、舞鶴地方総監部第2区、舞鶴地方総監部北吸係留所、舞鶴地方総監部北吸係留所、舞鶴衛生隊)

#### ア 建替施設（建替後の施設）

- (ア) 庁隊舎新設（3階建 約2,100m<sup>2</sup>）
- (イ) 庁舎新設（5階建 約3,700m<sup>2</sup>）、（4階建 約5,200m<sup>2</sup>）、（3階建 約1,900m<sup>2</sup>）
- (ウ) 隊庁舎新設（3階建 約1,700m<sup>2</sup>）、（2階建 約1,100m<sup>2</sup>）
- (エ) 隊舎新設（7階建 約6,100m<sup>2</sup>）、（3階建 約2,600m<sup>2</sup>）
- (オ) 体育館新設（2（一部1）階建 約5,900m<sup>2</sup>）
- (カ) 体育館、プール新設（2階建 約3,400m<sup>2</sup>）

- (キ) 倉庫新設（1階建 約2,100m<sup>2</sup>）、（1階建 約1,700m<sup>2</sup>）
- (ク) 整備場新設（3階建 約9,200m<sup>2</sup>）
- (ケ) 食厨新設（2階建 約1,800m<sup>2</sup>）、（1階建 約1,200m<sup>2</sup>）
- (コ) 作業所新設（1階建 約1,300m<sup>2</sup>）
- (サ) 厚生施設新設（2階建 約1,000m<sup>2</sup>）
- (シ) 訓練場新設（一部2階建 約2,700m<sup>2</sup>）、（1階建 約3,000m<sup>2</sup>）
- (ス) 上記以外の1,000m<sup>2</sup>未満の建物 計67棟 計約6,500m<sup>2</sup>

#### イ 改修施設

- (ア) 病院改修（2階建 約4,800m<sup>2</sup>）・庁舎改修（3階建 約2,100m<sup>2</sup>）、（2階建 約2,100m<sup>2</sup>）
- (イ) 隊庁舎改修（2階建 約1,100m<sup>2</sup>）
- (ウ) 隊舎改修（7階建 約6,700m<sup>2</sup>）、（6階建 約8,900m<sup>2</sup>）、（6階建 約6,800m<sup>2</sup>）、（2階建 約1,100m<sup>2</sup>）
- (エ) 倉庫改修（1階建 約1,100m<sup>2</sup>）
- (オ) 整備場改修（1階建 約2,400m<sup>2</sup>）
- (カ) 実習場改修（3階建 約1,600m<sup>2</sup>）
- (キ) 講堂改修（3階建 約1,200m<sup>2</sup>）
- (ク) 上記以外の1,000m<sup>2</sup>未満の建物 計46棟 計約13,600m<sup>2</sup>
- (ケ) 電灯等換装（建物25棟401灯換装、外灯（12地区）395灯換装）

#### ウ 仮設一式、建物付帯一式、解体工事一式、基地内幹線ユーティリティ一式に係る総合設計

#### エ 計画通知申請手続き一式、交渉等技術資料作成業務一式

### 【舞鶴航空基地】

（舞鶴航空基地、舞鶴航空基地空山タカン地区、舞鶴航空基地空山気象レーダー地区）

#### ア 建替施設（建替後の施設）

- (ア) 整備格納庫新設（2階建 約4,600m<sup>2</sup>）
- (イ) 食厨・体育館新設（3階建 約3,400m<sup>2</sup>）
- (ウ) 格納庫新設（2階建 約3,600m<sup>2</sup>）
- (エ) 上記以外の1,000m<sup>2</sup>未満の建物 計1棟、計約40m<sup>2</sup>

#### イ 改修施設

- (ア) 庁舎改修（3階建 約2,400m<sup>2</sup>）
- (イ) 隊舎改修（6階建 約5,400m<sup>2</sup>）
- (ウ) 倉庫改修（2階建 約3,300m<sup>2</sup>）
- (エ) 整備場改修（2階建 約1,900m<sup>2</sup>）
- (オ) 管制塔改修（6階建 約1,300m<sup>2</sup>）
- (カ) 上記以外の1,000m<sup>2</sup>未満の建物 計14棟 計約2,200m<sup>2</sup>

- ウ 仮設一式、建物付帯一式、解体工事一式、基地内幹線ユーティリティ一式に係る総合設計
  - エ 計画通知申請手続き一式、交渉等技術資料作成業務一式
- (4) 履行期間 契約締結日の翌日から令和11年3月15日まで  
ただし、電灯等換装については、令和7年3月15日まで
- (5) その他
- ア 本業務は、資料及び見積書等の提出を電子入札システムにより行う業務である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者に申請のうえ紙見積合わせ方式（電子入札システムを利用しない手続きをいう。以下同じ。）に代えるものとする。申請の方法は、説明書による。
  - イ 本業務は、契約の一連の手続を電子契約システムで行う業務である。ただし、電子契約システムにより難い場合は、発注者に届出のうえ紙契約方式に代えることができるものとする。

## 2 技術提案書の提出者に要求される資格

次に掲げる条件をすべて満たしている単体有資格業者等（以下「単体」という。）又は、次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和6年2月19日付近畿中部防衛局長）に示す手続きに従い、舞鶴（6）施設最適化総合設計に係る共同体として資格審査結果の通知を受けた者であること。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 単体又は共同体の代表者は、防衛省における令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「建築」に係る「A等級」の格付を受けた者とし、代表者以外の構成員は、防衛省競争参加資格のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「建築」「土木」「電気」「機械」及び「通信」のいずれかに係る「B等級」以上の格付を受けていること。  
また、それが単体として近畿中部防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 参加申込書及び資格確認資料（以下「参加申込書等」という。）提出期限の

日から見積合わせの時点までの期間に、近畿中部防衛局長又は東海防衛支局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(5) 平成25年4月1日から公示日までに次に示す実績を有すること。

① 単体又は共同体の代表者

- ・元請けとして完了又は引渡しが完了した、防衛省が発注した業務のうち、次に示す同種業務の実績を有する者
- ・元請けとして完了又は引渡しが完了した、国内における国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した業務のうち、次に示す類似業務の実績を有する者
- ・防衛省発注の、設計や監理業務における建築、土木、機械、電気及び通信の5職種や測量、土質調査及び環境等の調査業務のうち複数の職種の業務を一括で発注した業務（以下、「総合発注業務」という。）の再委託として完了又は引渡しが完了したものうち、次に示す同種又は類似業務の実績を有する者
  - ・同種業務：鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、延べ面積が1棟あたり $5,500\text{m}^2$ 以上の新設建築実施設計業務又は基本検討業務
  - ・類似業務：鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、延べ面積が1棟あたり $2,700\text{m}^2$ 以上の新設建築実施設計業務、基本検討業務又は改修設計業務

ただし、業務成績の評定点が65点未満のものを除くこと。なお、業務成績のない業務については、検査に合格している又は業務が完了している証明をもつて65点以上の業務とみなすものとする。

② 共同体の代表者以外の構成員

- ・元請けとして完了又は引渡しが完了した、国内における国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した業務のうち、次に示す同種業務の実績を有する者
- ・防衛省発注の総合発注業務の再委託として完了又は引渡しが完了したもののうち、次に示す同種又は類似業務の実績を有する者
- ・元請けとして完了又は引渡しが完了した、国内における次に示す類似業務の実績を有する者（ただし、業務分担において、隊舎、事務室、倉庫、体育館、厚生施設、食厨、浴場などの一般施設の設計を担当する場合に限る）
  - ・同種業務：鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の新設建築実施設計業務、基本検討業務、設備実施設計業務又は土木設計業務
  - ・類似業務：鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の新設建築実施設計業務、基本検討業務、改修設計業務、設備実施設計業務又は土木設計業務

ただし、業務成績の評定点が65点未満のものを除くこと。なお、業務成績の

ない業務については、検査に合格している又は業務が完了している証明をもつて65点以上の業務とみなすものとする。

- (6) 本業務に参加しようとする者との間に資本関係、人的関係又はそれらと同視しうる関係がないこと。詳細は説明書による。
- (7) 近畿中部防衛局及び東海防衛支局が発注した業務のうち、令和3年度及び令和4年度に完了又は引渡しが完了した業務の実績がある場合には、評定点の平均が65点以上であること。
- (8) 単体又は共同体の代表者は、次の基準をすべて満たす技術者を配置できること。

ア 配置予定管理技術者

配置予定管理技術者については、次の(ア)から(イ)に示す条件をすべて満たす者である。

- (ア) 一級建築士の資格を有する者。
- (イ) 平成25年4月1日から手続き開始の公示日までに完了又は引渡しが完了した業務のうち、次に示す同種又は類似業務において経験を有すること。
- ・元請けとしての同種業務：(5)①に示す同種業務
  - ・元請けとしての類似業務：(5)①に示す類似業務
  - ・総合発注業務の再委託としての同種業務：(5)①に示す同種業務
  - ・総合発注業務の再委託としての類似業務：(5)①に示す類似業務
- (ウ) 令和6年2月19日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む。）が5億円未満かつ10件未満である。ただし、これを超過する場合は入札説明書による。

なお、令和6年2月19日現在の手持ち業務に近畿中部防衛局及び東海防衛支局と契約した業務で予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で落札した業務がある場合は、手持ち業務量が2.5億円未満かつ5件未満である者とする。

また、防衛省発注機関が発注した業務については、手持ち業務量の件数のみ対象とし、契約金額は対象外とする。また、発注する業務の履行開始予定日までに完了する見込みの手持ち業務については、手持ち業務量の対象外とする。

手持ち業務とは、プロポーザル方式等における特定後未契約の業務を含め、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務をいう。また、手持ち業務量の算定に用いる金額は、手持ち業務の契約金額（共同体による受注の場合は、共同体構成員として分担する業務の業務額とする。）のうち、当該業務の発注年度から履行期限を含む年度までに係る金額とする。

- (エ) 公示日の時点で申請者と直接的な雇用関係がある。

イ 配置予定担当技術者

配置予定担当技術者については、次の(ア)又は(イ)に示す条件を満たす者である。

(ア) 大学卒業後5年以上、短大・高専卒業後8年以上又は高校卒業後11年以上の実務経験を有する者。

(イ) 配置予定管理技術者との兼務を認める。

(9) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

(10) 業務実施体制の妥当性が確認できる者であること。

なお、業務実施体制の妥当性が確認できない場合とは、以下のいずれかに該当する場合をいう。

ア 再委託の内容が、主たる部分の場合

イ 業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合

ウ 共同体による業務の分担構成が細分化され過ぎて、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合

(11) 単体企業、共同体の代表者及びその構成員は、情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者であること。

### 3 技術提案書の提出者の選定及び技術提案書の特定

(1) 技術提案書の提出者の選定

上記2に掲げる資格を有する参加表明書の提出者全てを、技術提案書の提出者として選定する。技術提案書の提出者の選抜は行わない。

(2) 技術提案書を特定するための評価基準

上記(1)により選定された者の技術提案書について、次のアからウの評価基準により評価を行い、これらの得点合計の上位1者を技術的に最適なものとして特定する。

なお、配置予定技術者に対しヒアリングを行う。

ア 特定テーマに対する技術提案

イ 業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他

ウ その他

### 4 手続等

(1) 担当部局

〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-67

近畿中部防衛局総務部契約課

TEL 06-6945-5741 FAX 06-6945-5684

メールアドレス [keiyaku-kc@kinchu.rdb.mod.go.jp](mailto:keiyaku-kc@kinchu.rdb.mod.go.jp)

## (2) 説明書の交付期間等

ア 交付期間 令和6年2月19日から令和6年4月3日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前9時から午後6時まで。

イ 交付場所 防衛施設建設工事電子入札システムセンター

<https://www.dfeg.mod.go.jp/>

ウ 交付方法 すべて、電子データで交付を行う。

文書類：PDF（Acrobat形式）

申請書類：Word（2003～2013形式）

Excel（2003～2013形式）

なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。

エ 使用条件 ダウンロードした資料の取扱いに関する利用規則に同意すること。

オ その他 通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼することができる。

この場合、(1)へ「図面データの取扱いに関する同意事項」（記入済みのもの）、データを保存するために必要なCD-R（未使用に限る。）1枚及び着払いのラベル（宅配業者の場合）又は切手（日本郵便の場合）を貼付した返信用の封筒を同封し、送付する。

なお、配送によるもの以外の対応は行わない。また、この対応により被つた不利益や損害については、一切補償しない。

「図面データの取扱いに関する同意事項」の書式については、防衛省・自衛隊のホームページより入手可能である。

[\(https://www-d.mod.go.jp/j/procurement/seido/oshirase/pdf/koji\\_004.pdf\)](https://www-d.mod.go.jp/j/procurement/seido/oshirase/pdf/koji_004.pdf)

[\(https://www.mod.go.jp/rdb/kinchu/procurement/kensetsu/koukoku/kouji/ippan/douizikou.doc\)](https://www.mod.go.jp/rdb/kinchu/procurement/kensetsu/koukoku/kouji/ippan/douizikou.doc)

## (3) 参加表明書の提出期限等

ア 提出期限 令和6年3月5日 正午

イ 提出方法 電子入札システムにより提出する。ただし、参加表明書が3MBを超える場合の提出方法等については、説明書による。紙見積合わせ方式による場合は、(1)に持参、郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）又は電子メールにより提出する。

## (4) 技術提案書の提出期限等

ア 提出期限 令和6年4月4日 正午

イ 提出方法 電子入札システムにより提出する。ただし、技術提案書が3MB

を超える場合の提出方法等については、説明書による。紙見積合わせ方式による場合は、(1)に持参、郵送等又は電子メールにより提出する。

## 5 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行谷町代理店（三菱東京UFJ銀行谷町支店内））。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　近畿中部防衛局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　近畿中部防衛局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金の10分の1以上とする。

- (3) 特定後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
- (4) 契約書作成の要否　要
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口　上記4(1)に同じ。
- (6) 参加資格の級別の格付を受けていない者の参加　上記2(2)に掲げる競争参加資格の格付を受けていない者も上記4(3)により参加表明書等を提出することができるが、その者が当該業務について技術的に最適なものとして特定されるためには、特定通知日までに級別の格付を受けていなければならない。
- (7) 詳細は説明書による。